

令和8年度 橋梁点検業務委託（その1） 特記仕様書

第1章 総 則

（適用）

第1条 本特記仕様書は、狭山市（以下、「発注者」という。）が発注する「橋梁点検業務委託（その1）」に適用する。

（目的）

第2条 本業務は、狭山市が管理する橋梁の損傷及び変状を早期に発見し、安全・円滑な交通を確保するとともに、沿道や第三者への被害の防止を図るために橋梁に関わる効果的な維持管理に必要な基礎資料を得るものである。また、応急対策や調査の必要性を判定し点検記録の作成を行うものである。なお、本業務を担当する担当技術者及び管理技術者は、業務目的を的確に把握し、手戻りが生じることがないように細心の注意を払い、業務を遂行しなければならない。

（準拠する法令・基準等）

第3条 本業務を実施するにあたり、本業務の目的を把握し、合理的かつ効率的に業務を遂行すること。

2 準拠する法令及び基準等は、以下のとおりとする。

- （1）道路法（昭和27年 法律第180号）
- （2）道路法施行令（昭和27年 政令第479号）
- （3）道路法施行規則（昭和27年 建設省令第25号）
- （4）橋梁定期点検要領（令和6年7月 国土交通省道路局国道・技術課）
- （5）道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準）（令和6年3月 国土交通省道路局）
- （6）道路橋定期点検業務積算資料（暫定版）（令和7年4月 国土交通省道路局）
- （7）橋梁定期点検要領（平成26年6月 国土交通省道路局国道・防災課）
- （8）道路橋定期点検要領（平成26年6月 国土交通省道路局）
- （9）道路橋の定期点検に関する参考資料（2013年版）—橋梁損傷事例写真集（国土交省国土技術政策総合研究所）
- （10）新技術利用のガイドライン（案）（平成31年2月 国土交通省）
- （11）その他、関係法令、規則等

（疑義等）

第4条 受注者は、本業務の実施にあたり、本特記仕様書及び設計図書等に明示なき事項、または、疑義が生じた場合には、発注者と協議を行うものとする。

(提出書類)

第5条 受注者は、業務の着手にあたり、各号の書類を提出するものとし、発注者の承諾を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者届（経歴書添付）
- (4) 実施計画書

(貸与資料)

第6条 本業務の実施にあたり、以下の資料を貸与するものとする。受注者は、貸与資料の受け渡し時に借用書等を発注者に提出し、資料の汚損、亡失等のないよう受注者の責任において管理するものとする。

2 本業務完了後、貸与資料は、速やかに返納するものとする。

- (1) 橋梁台帳調書
- (2) 前回橋梁点検の報告書
- (3) その他、当該業務を履行するにあたり、必要な関連資料

(管理技術者)

第7条 管理技術者は、本業務の技術上の計画・管理を行うものとし、次の各号によるものとする。

- (1) 技術士（総合技術監理部門：鋼構造及びコンクリート）
- (2) 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）
- (3) RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）

2 本業務を実施する第一項各号の有資格者は、橋梁に関わる設計業務の実績、または同種・類似業務の実績を有するものとする。

(照査技術者)

第8条 照査技術者は、調査・設計の結果報告書の内容の妥当性を確認するもので、管理技術者と同等の資格及び実績を有するものとする。

(事業者資格等)

第9条 受注者は、本業務の実施にあたっては、品質管理、情報保護及び環境配慮等の観点から、次の資格の認証を受けていなければならないものとする。本業務の着手前に認証を証明する登録証の写しを発注者に提出するものとする。

- ・ IS09001（品質マネジメントシステム）
- ・ IS027001（情報セキュリティマネジメントシステム）
- ・ IS014001（環境マネジメントシステム）

(打合せ)

第10条 打合せは、原則として業務着手時、中間、最終成果品納入時を基本とする。

(関係官公庁との手続き)

第11条 本業務の履行にあたって必要な関係官公庁、その他に対する諸手続きが発生した場合は、受注者の責任において迅速に処理するものとする。なお、本業務を行う際に、河川管理者、鉄道会社、公安委員会及び他の道路管理者等との協議が必要となった場合は、発注者と協議を行うものとする。また、橋梁点検に必要な関係機関との諸手続きや資料収集及び協議資料作成を行うものとする。

(諸法規の遵守について)

第12条 受注者は、業務履行にあたり、諸法規を遵守し業務の円滑な推進を図るとともに、諸法規の運営適用は、受注者の負担と責任において行わなければならない。

(交通安全管理)

第13条 本業務の履行にあたっては、交通状況を十分把握し、交通事故はもとより、第三者に危害並びに迷惑を及ぼさないよう、万全の処置を講じなければならない。なお、本業務に起因して第三者に損害を与えた場合には、受注者の責任において処置するものとする。

(履行期間)

第14条 本業務の履行期間は、契約日から令和9年1月29日までとする。

第2章業務内容

(計画準備)

第15条 橋梁点検に先立って担当技術者は、管理技術者とともに現地踏査を行い、橋梁の変状(劣化・損傷等)程度を把握するほか、現地の交通状況、点検方法の確認、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録(写真撮影含む)するものとする。ただし小規模橋梁点検では、前回点検結果等により点検方法を検討することとし、必要に応じて現地踏査を実施する。なお、橋梁の状況により、点検業務に支障がある場合には、発注者と協議するものとする。なお、緊急対応が必要と判断される損傷等がある場合は、直ちに発注者に報告するものとする。

第16条 受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をした上、実施計画書を作成し、発注者に提出するものとする。なお、実施計画書には次の事項を記載するものとする。

1. 現地踏査の調査記録(現地踏査報告書)
2. 業務実施方針(橋梁点検方法)
3. 点検実施体制
4. 実施工程表
5. 安全管理計画
6. その他発注者が必要と認めたもの

実施体制については、橋梁点検員・点検補助員等からなる適切な点検作業班を構成するものとする。

(作業区分)

第17条 本業務の作業区分は、昼間作業とする。ただし、現場条件及び関連機関との協議等により、作業区分に変更を要する場合は、発注者と協議するものとする。

(橋梁点検)

第18条 本業務実施に際しては「道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準）（令和6年3月）」に基づき、点検を実施するものとする。

(1) 近接目視点検

橋梁点検車及びリフト車、あるいは梯子等を利用し、部材に近接し目視点検を行うものとする。また、必要に応じて機械や用具を用いて点検し、点検対象部材の部材単位での構造安全性の判定並びに橋梁毎の健全性の診断を行う。

(2) 定期点検結果の記録

点検結果をもとに、点検調書（別紙1：様式1・2・3）を作成する（ファイル形式：Microsoft Excel）。

(3) 技術的な評価（構造安全性の判定：構成要素・想定する状況毎）

橋梁の各構成要素「上部構造」「下部構造」「上下部接続部」「その他」に対し、想定する状況毎（活荷重、地震、豪雨・出水、その他）に構造特性、変状の原因並びに変状の進行性、架橋条件などを考慮した技術的な評価として、構造安全性の判定をA・B・Cの3段階で行う。

(4) 健全性の診断の区分の決定（道路橋毎）

特定事象（疲労、塩害、アルカリ骨材反応、防食機能の低下、洗堀）の有無の判断と、その判断に至った所見、過去の補修補強の経緯等を記録するとともに、道路橋を取り巻く状況や次回点検までに遭遇する状況を想定し、第三者被害の恐れなどを踏まえ、I～IVの区分で診断するものとする。

なお、構造全体の評価をいきなり決定付けることは難しいため、一般には「上部構造」「下部構造」「上下部接続部」という役割が異なる大きな構造単位に着目し、性能の見立てを行ったうえで、橋全体の評価を行うものとする。

その際、構造解析や精緻な測量、高度検査技術による情報収集までは求めておらず、従来水準に基づく評価で足るものとするが、健全性の診断の区分に疑義が生じた場合は、監督員と協議したうえで決定するものとする。

また、長寿命化修繕計画における基礎データとするため、部材単位（主桁、横桁、床版、下部構造、支承部、その他）の健全性診断結果をI～IVで判定し、別紙1の様式3の所見欄に記録するものとする。

(5) 記録事項の補完

必要に応じて橋梁台帳の記載事項を補完するための現地計測を行うものとする。

(6) 緊急対応

緊急対応が必要と判断される場合は、直ちに発注者に報告するものとする。

(小規模橋梁点検)

第19条 本業務実施に際しては「道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準）（令和6年3月）」に基づき、点検を実施するものとする。

(1) 近接目視点検

橋梁点検車及びリフト車、あるいは梯子等を利用し、部材に近接し目視点検を行うもの

とする。また、必要に応じて機械や用具を用いて点検し、点検対象部材の部材単位での構造安全性の判定並びに橋梁毎の健全性の診断を行う。

(2) 定期点検結果の記録

点検結果をもとに、点検調書（別紙1：様式1・2・3）を作成する（ファイル形式：Microsoft Excel）。

(3) 技術的な評価（構造安全性の判定：構成要素・想定する状況毎）

橋梁の各構成要素「上部構造」「下部構造」「上下部接続部」「その他」に対し、想定する状況毎（活荷重、地震、豪雨・出水、その他）に構造特性、変状の原因並びに変状の進行性、架橋条件などを考慮した技術的な評価として、構造安全性の判定を行う。

(4) 健全性の診断の区分の決定（道路橋毎）

道路橋の健全性の診断は、施設単位に健全性の診断の区分を決定するものとし、自治体版要領並びに維持管理マニュアルに基づき診断するものとする。

健全性の診断の区分の決定にあたっては、疲労、塩害、アルカリ骨材反応、防食機能の劣化、洗堀などに該当するかどうかやこれらに関連する過去の補修補強等の経緯について記録する。

また、長寿命化修繕計画における基礎データとするため、部材毎に対策区分（主要部材ごと）を判定し、様式3（所見欄）に記録し、対策区分を点検調書（詳細）（別紙2）に記録する。また、AI橋梁診断支援システムの診断結果として、別紙3：AI診断結果をAI橋梁診断支援システムにより出力する。

(5) その他

小規模橋梁点検におけるAI橋梁診断支援システムへの入力方法等については、「別紙4」を参照とする。定期点検費用の削減や事業の効率化を目的とした新技術の活用の検討結果として、本業務で活用したAI橋梁診断支援システムの出力等をもとに結果をとりまとめる。

(6) 記録事項の補完

必要に応じて橋梁台帳の記載事項を補完するための現地計測を行うものとする。

(7) 緊急対応

緊急対応が必要と判断される場合は、直ちに発注者に報告するものとする。

第3章 成果品の作成

(報告書作成)

第20条 報告書は、橋梁点検結果を基に、点検方法、点検数量、定期点検要領等に定める橋梁台帳・点検調書、現地調査結果等について項目ごとにまとめて作成し、とりまとめるものとする。

また、発注者の指示により求められた資料においても同様にまとめるものとする。

(成果品の提出)

第21条 受注者は、業務の履行に際し、次の各号に掲げる成果品を発注者に提出しなければならない。

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 報告書 (A4番黒表紙金文字製本、バインダー) | 2部 |
| (2) 報告書等電子データ (CD-R) | 2部 |
| (3) 打合せ記録簿 | 1式 |
| (4) その他、監督員が指示するもの | 1式 |

(点検結果の登録)

第22条 道路橋定期点検要領の様式等(様式1・2・3)は、道路施設点検データベースに登録する際にエラーが生じないように以下の資料等を参考に作成し、チェックした上で道路施設点検データベースに登録すること。

- ・道路橋定期点検要領(国土交通省、令和6年3月)
- ・道路構造物の定期点検の実施にかかる参考資料「道路橋定期点検要領(令和6年3月)」運用の手引き(国土交通省、2025年4月)
- ・道路施設点検データベース 各種マニュアル発注者の確認後、公表用調書については道路施設点検データベースに登録すること。

(AIによる橋梁診断支援システム)

第23条 本業務で利用するAIによる橋梁診断支援システムは、以下の仕様・要件を満たすものとし、業務着手時に発注者の承諾を受けるものとする。なお、システム利用に係る一切の費用は本業務に含むものとする。

※ AIによる橋梁診断支援システム仕様・要件

1. 写真及び諸元情報から健全性及び劣化要因を自動で算出するシステムであること。
2. 技術者による判定精度と同等以上であること。
3. 点検・診断業務の受託者を特定しないシステムであること。

別紙1 (「道路橋定期点検要領」に基づく点検調書)

様式1

様式1

橋梁名・所在地・管理者名等						
橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度 経度		施設ID
(フリガナ)						
管理者名	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)	

道路橋毎の健全性の診断 告示に基づく健全性の診断の区分	橋梁諸元 架設年度	橋長	幅員	橋梁形式
--------------------------------	--------------	----	----	------

※架設年度が不明の場合は「不明」と記入すること。

技術的な評価結果	定期点検実施年月日	定期点検者	想定する状況			
	活荷重	地震	豪雨・出水	その他		
橋(全体として)				()		
上部構造	写真番号	写真番号	写真番号	()	写真番号	
下部構造	写真番号	写真番号	写真番号	()	写真番号	
上下部接続部	写真番号	写真番号	写真番号	()	写真番号	
その他(フェールセーフ)	写真番号	写真番号	写真番号	()	写真番号	
その他(伸縮装置)	写真番号	写真番号	写真番号	()	写真番号	

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

様式2

様式2

状況写真(様式1に対応する状態の記録)

○上部構造、下部構造、上下部接続部、その他について技術的な評価の根拠となる写真を添付すること。

施設ID		定期点検実施年月日		定期点検者		
構成要素		構成要素				
想定する状況	構成要素の状態	想定する状況	構成要素の状態			
写真番号		径間	部材番号	写真番号		
備考				備考		
構成要素		構成要素				
想定する状況	構成要素の状態	想定する状況	構成要素の状態			
写真番号		径間	部材番号	写真番号		
備考				備考		

様式3

様式3

特定事象の有無、健全性の診断に関する所見

該当部位	施設ID		定期点検実施年月日				定期点検者
	特定事象の有無 (有もしくは無)						健全性の診断の区分の前提
疲労	塩害	アルカリ 骨材反応	防食機能 の低下	洗掘	その他		
上部構造							
下部構造							
上下部接続部							
その他(フェールセーフ)							
その他(伸縮装置)							
所見	(適宜、所見を記入)						

別紙2：点検調書（詳細）

小規模橋梁点検では、道路橋定期点検要領の調書（様式1、様式2、様式3）に加え、点検調書（詳細）を作成する。点検調書（詳細）は、以下の様式とし、発注者より貸与するファイル（Microsoft Excel）に基づき作成する。

点検調書（詳細）

点検調書（詳細）							点検年度（西暦）			
橋梁名	橋梁管理番号			施設ID						
路線名（路線番号）	路下条件			海岸線からの距離						
業務名	関係機関協議有無			点検方法						
径間番号	部材		設置有無・材料	健全度	変状の種類	備考				
健全度	部材単位の診断	橋梁		—	—	—				
		上部構造	主桁		—	—	—			
			下部構造	起点側		—	—	—		
		終点側		—	—	—				
		上下部接続部		起点側		—	—	—		
		終点側		—	—	—				
		その他（付属物等）		—		—	—	—		
		その他 内訳	路上	高欄・防護柵		—	—	—		
				地覆		—	—	—		
				中央分離帯		—	—	—		
				伸縮装置	起点側		—	—	—	
					終点側		—	—	—	
				縁石		—	—	—		
				舗装		—	—	—		
		排水施設		—	—	—				
他		—	—	—						
備考										
部材全景写真（上部構造）			部材全景写真（下部工：起点側）			部材全景写真（下部工：終点側）				
写真摘要			写真摘要			写真摘要				

別紙3：AI診断結果（AI橋梁診断支援システム出力）の例

AI診断結果






業務情報・橋梁情報

業務年度	20XX	業務名称	〇〇年度橋梁点検業務委託	橋梁管理者名	その他
橋梁管理番号	XXXX	橋梁名	〇〇橋	地域情報	ASR地域：〇、塩害地域：〇、凍害地域：—、凍結防止剤散布：—

点検結果

橋梁	部材	対策区分			劣化要因判定区分				備考	
		調査採用	AI算出	技術者	AI算出	技術者	複合劣化	備考		
上部構造	主桁	対策区分C2	対策区分C2	対策区分A	—	—	—	—	—	
	横桁	—	—	—	—	—	□	—	—	
	床版	—	—	—	—	—	□	—	—	
下部構造		対策区分C2	対策区分C2	対策区分C2	ASR	ASR	□	—	—	
上下部接続部		対策区分A	—	対策区分A	—	—	—	—	—	
その他		対策区分B	—	対策区分A	—	—	□	—	—	
対策の必要性		必要	対策方針	補修設計	緊急対応の必要性	不要	緊急対応方針			
点検所見										

AI診断条件・結果

径間番号	部材・材料	写真情報		対策区分					劣化要因						
		写真No.・枝番	地域情報	対策区分E	対策区分C2	対策区分C1	対策区分B	対策区分A	ASR	塩害	中性化	凍害	収縮系	豆板系	健全
1	下部工（起点側）・RC	写真No.・枝番	1												
		地域情報	ASR地域：〇、塩害地域：〇、凍害地域：—、凍結防止剤散布：—												
		撮影距離	2m～3m												
		ひびわれ幅	1.0mm以上												
		断面欠損系	欠損無、鉄筋露出無、うき無												
		備考		0%	59%	41%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	
				AI判定					AI判定						
				技術者判定					ASR						
				対策区分C2					ASR						
				技術者判定					ASR						
				対策区分C2					ASR						

別紙4：小規模橋梁点検におけるAI橋梁診断支援システムへの入力方法

(1) 主な留意事項

- AI橋梁診断支援システムによる診断結果は、品質確保（診断結果のばらつき抑制・損傷見落とし防止）、省力化を目的としており、AIによる診断結果を必ず採用するものではなく、最終診断は技術者の責任のもと判断するものとする。
- システムは、システムのマニュアルに基づき利用する。
- AI診断を行う際に必要な写真条件、入力情報（写真単位）に留意する。

(2) 写真条件に関する留意事項

写真条件に関する留意事項を以下に示す。

システムの適用範囲

項目	システム対象	システム対象外	備考
部材	主桁、横桁、床版、下部工、地覆・高欄	左記以外	
材料	PC、RC、無筋	鋼材、木材	
写真 拡張子	JPEG、JPG、PNGのいずれか (12MB/ファイル以内)	左記以外	※1
写真 サイズ	撮影距離0.5-1.0m： 400×300pixel以上 撮影距離1.0-2.0m： 800×600pixel以上 撮影距離2.0-3.0m： 1,200×900pixel以上	左記以外	
写真アス ペクト比	4：3（横：縦） ※例：400×300 pixel、2400×1800pixel	4：3以外（縦長画像等）	
撮影距離	0.5m～3.0m	0.0m～0.5m、3.0m～	※2
撮影角度	60～90°	0～60°	※3
撮影品質	各種不良：無	各種不良：有	※4
劣化要因	ASR、塩害、中性化（かぶり不足含む）、 凍害、収縮系・疲労、豆板系、健全部	左記以外（※5）	
その他	—	補修部材、特殊構造等（※ 6）	

※1：カメラは、市販されている一般的なデジタルカメラとする。

※2：撮影距離が離れると解像度は十分であっても不鮮明に写る可能性があるため、可能な限り1m程度離れた状態で撮影する。

※3：撮影角度（カメラ・被写体角度）は可能な限り90°程度で撮影する。

※4：人が写真をみて健全性や劣化要因を診断できる写真とする（下表参照）。

※5：外力（衝撃・衝突・沈下・地震等）、地盤の変位・移動（沈下等）、構造不良（強度不足）、耐荷力不足（曲げ・せん断）、過荷重、火害・化学的腐食・風化・土砂化、その他特殊劣化

※6：補修部材：断面修復工、ひびわれ注入工、表面被覆工等

特殊構造：プレビーム、イーリースラブ、プレキャスト床版、パイルベント橋脚、化粧型枠

各種不良の例

各種不良	各種不良が生じる要因の例
表面不良	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷が確認できない程度の画像が含まれる場合（漏水跡・植物（コケ・草・蔦・汚れ・堆積土）・動物（動物・巣・糞）・環境（天候・光・反射・暗さ）） ・人為的物体（白色以外のチョーク・落書き・すず・調査跡・人）・機材（クラックゲージ・コンボックス・ノギス） ・他（混入物・番線・木材等）が含まれる場合
撮影不良	<ul style="list-style-type: none"> ・ピント不良・色とび・光量不足・カメラレンズ等への付着物（湿気・埃等）等
環境不良	<ul style="list-style-type: none"> ・影（被写体が認識不可） ・川の照り返し 等

(3) 入力情報 (写真単位)

システムの入力情報を以下に示す。なお、詳細は、システムのマニュアルを参照する。

システムの入力情報

入力項目		入力単位	入力方法	入力情報	備考
地域情報	ASR地域	橋梁	選択	地域内・地域外	※1
	塩害地域	橋梁	選択	地域内・地域外	
	凍結防止剤散布	橋梁	選択	散布有・散布無	
	凍害地域	橋梁	選択	地域内・地域外	
撮影距離		写真	選択	0.5~1.0m、1.0~2.0m、2.0~3.0m	
部材		写真	選択	主桁、横桁、床版、下部工、その他(地覆・高欄)	
材料		径間	選択	PC、RC、無筋	
損傷情報	ひびわれ	写真	選択	無、0.3mm未満、1.0mm未満、1.0mm以上	※2
			直接入力	数字下2桁(0.00mm~)	
	欠損	写真	選択	無、有(小規模)、有(大規模)	※3
	鉄筋露出	写真	選択	無、有(減肉無)、有(減肉有)	※3
うき	写真	選択	無、有	※3	

※1：(4) 地域情報を参照

※2：健全性を判定するひび割れ幅を入力情報とする。直接入力とすると精密な判定となる。

局部的に大きなひび割れ幅等、健全性の診断に使用しない範囲は入力情報としないものとする。

※3：システムにおける欠損・鉄筋露出・うきの規模は、以下を参考とする。

システムにおける欠損・鉄筋露出・うきの規模

入力値	選択項目	判定規模	
欠損	有無	無	健全性に影響を与えない程度の規模 (例:10cm×10cm程度以下かつ深さ3cm程度以下)
		有	「無」以外
	補足	不明	欠損規模の入力を省略する場合
		小規模 大規模	欠損規模0.5m×0.5m程度未満 「不明」・「小規模」以外
鉄筋露出	有無	無	健全性に影響を与えない程度の規模(例:延長10cm程度)
		有	「無」以外
	補足	不明	鉄筋露出規模の入力を省略する場合
		減肉無 減肉有	「不明」・「減肉有」以外 健全性IVの可能性がある場合 (例:対象範囲全体で減肉率20%以上・一部破断)
うき	有無	無	うきの状態を確認でき、健全性に影響を与えない程度の規模 (例:10cm×10cm程度)
		有	上記以外

(4) 地域情報

ASR地域	AI橋梁診断支援システムを活用した橋梁点検では、近隣の構造物にASRが多く確認されている地域をASR地域とする。ただし、過去の点検結果ではASRが確認されていない場合等においては適宜、橋梁ごとASR地域外とする。
塩害地域	本地域における橋梁点検では、H29道路橋示方書・同解説Ⅲ(日本道路協会、6.2.3かぶりによる内部鋼材の防食、P183-187)における塩害の影響地域(海岸線からの距離ごとの区分)等を参考とする。ただし、塩害の影響は周辺環境等の状況にもよるため現地の状況に応じて評価する。
凍結防止剤散布	AI橋梁診断支援システムにおける凍結防止剤の散布有無とは、凍結防止剤に起因する塩害による健全性の低下の可能性が高いと想定される場合(一時的な散布は除く)に散布有とする。また、他の管理者の道路(高速道路・国道等)を跨ぐ橋梁等、凍結防止剤の影響が懸念される場合については、適宜に「散布:有」とする。
凍害地域	コンクリートの診断技術2021(コンクリート工学会、2.3.4凍害、P48)の凍害危険度の分布図等を参考に、凍害の可能性のある地域を凍害地域とする。ただし、山間部において凍害と推定される橋梁が複数確認され、凍害の影響が高いと考えられた場合は、その地域を凍害地域と指定する。